

基勞補発0701第1号

平成23年7月1日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長

労災診療費審査体制等充実強化対策事業の廃止に伴う留意事項
(長期療養者に係る療養経過一覧表作成、労災診療費に係る情報提供
及び実態調査等の取り扱い) について

労災診療費審査体制等充実強化対策事業(以下「委託事業」という。)は、本年7月から12月までの間に、受託事業者から都道府県労働局(以下「労働局」という。)に順次集約化の上、労働局単位で委託事業を「廃止」することとしている。

当該委託事業のうち、「労災診療費審査業務」については既に手引等により集約化後の取扱いについて示したところであるが、「労災診療費審査業務」に付随して行ってきた「長期療養者に係る療養経過一覧表作成等」、「労災診療費に係る情報提供等」、「労災診療費に係る実態調査等」の取り扱いについては下記に留意の上、適切に対応されたい。

記

1 長期療養者に係る療養経過一覧表作成等

本業務は、長期療養者の診療実態把握のため、労働局の依頼により、管内の受託事業者地方事務所(以下、「地方事務所」という。)が、長期療養者の療養経過一覧表を作成するとともに専門医の所見を収集し、その結果を労働局に報告しているものであるが、集約化後は、労働局においてレセプト管理支援機器(レセプト管理システム)の活用や局労災医員等に意見を聞く等により同一覧表の作成等を行うこと。

これに伴って、平成20年9月3日付け基勞補発第0903001号「長期療養者の適正給付に係る療養経過の一覧表作成等の依頼について」は、記の3(2)のなお書き以外については集約化した労働局には適用しないこと

し、本通達は平成23年11月末日をもって廃止する。

なお、調査依頼したい長期療養者が他局管内の医療機関に受診している場合であって、当該局の集約化が未実施であるときは、集約化されるまでの間は、当該局を経由して、(同局)管内の地方事務所に調査依頼することは可能であることに留意すること。(ただし、受託事業者には仕様書において「労働局の依頼を受けてから2箇月を目処に報告を行うこと」を求めているため、依頼する時期については、集約化が実施される2箇月前までに行われるよう留意されたい。)

2 労災診療費に係る情報提供等

本業務は労災指定医療機関等からの労災診療費に係る相談対応を行うものであるが、集約化後は、労働局において、懇切丁寧に各種相談に応じること。

3 労災診療費に係る実態調査等

本業務は、診療行為別構成比率等の実態調査業務及び医療機関が課税対象法人であるかの確認業務であり、本年度においては、受託事業者において実施することとしているが、本年度及び来年度以降の取扱いについては、別途指示する。

4 業務統計報告

本業務は、レセプト等の受付件数、疑義付箋件数及び疑義内容別件数等を「審査点検受託業務統計報告」として、提出させているものであり、集約化後は、労働局において各件数等の把握を行うことになるが、具体的な方法は別途指示する。

5 関係通達等

当分の間、関係通達等において受託事業者を引用している部分については、本事業の廃止の趣旨に鑑み、適宜、受託事業者を労働局に読み替える等により運用する。

また、不明な点があれば本省補償課に確認し適切な事務処理を行うこと。